TOPICS 2 トピックス ● SPECIAL FEATURES ●

金融庁井内参事官が来所
～中小企業の経営支援について意見交換～

9月21日㈮、金融庁総務企画局の井内正敏参事官等が本会を訪れ、本会髙橋清悦専務理事、平澤孝夫常任理事（秋田県商店街振興組合連合会理事長）と、平成25年3月をもって終了する金融円滑化法（※）と、今後の中小企業の経営支援のための政策パッケージ等について意見交換を行いました。

本会髙橋専務理事からは、県内の景気動向や中小企業の厳しい現状報告のほか、実効性の高い金融支援について要望しました。

【井内参事官（右奥）、髙橋専務理事（左奥）、平澤常任理事（左手前）】

※金融円滑化法の終了について

平成21年12月に施行された金融円滑化法については、貸付条件の変更等に対する金融機関の対応は定着したが、中小企業が貸付条件の変更を受けながら経営改善計画が策定されない等の問題も指摘されていることから、金融規律の確保と中小企業者に対して真の意味での経営改善に繋がる支援を進めるために、平成25年3月をもって金融円滑化法を終了し、新たに中小企業の経営支援のための政策パッケージとして、経営改善や事業再生の促進を図ることとしている。

＜今後の中小企業の経営支援のための政策パッケージ（抜粋）＞

⑴　金融庁は、金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取り組み状況等についてヒアリングを実施したり、外部機関を積極的に活用するよう監督指針に定めることによって、金融機関におけるコンサルティング機能を強化し、中小企業の経営改善を支援する。

⑵　内閣府、金融庁及び中小企業庁は、企業再生支援機構・中小企業再生支援協議会に専門の人材を拡充し、中小企業が負担するデューデリジェンス（実態調査・事前審査）手数料の負担軽減を図る等、迅速且つ簡易な再生計画の策定を支援する。

⑶　内閣府、金融庁及び中小企業庁は、地域金融機関と中小企業基盤整備機構の連携により、出資や債権買い取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。

中小企業経営力強化支援法が施行されました

多様化する中小企業の経営課題の解決支援と、中小企業が海外事業を行う際の資金調達の円滑化を図るため、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（**中小企業経営力強化支援法**）」が8月30日に施行されました。

1　支援事業の担い手の多様化・活性化に関する支援措置

中小企業の支援機関に対する支援を充実させ、支援機能を高めることで、中小企業の課題解決と経営力の強化を図ります。

⑴　既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の**中小企業の支援事業を行う者の認定**を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現します。

⑵　中小機構の専門家派遣等による協力や信用保証の付与による資金調達支援を通じ、中小企業支援のための事業を支援します。（資金の貸し付けを行う金融機関等の経営支援によってリスクの低減が図られる場合に、保証料が減額される仕組みの構築等。）

【お問い合わせ先】　中小企業庁経営支援課　☎03－3501－1763

2　海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

中小企業新事業活動促進法等に基づく承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、海外事業を行う際の資金調達の円滑化を図ります。

⑴　日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援します。

⑵　中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援します。

【お問い合わせ先】　中小企業庁新事業促進課　☎03－3501－1767